

## 特定施設設置届出書

令和 3年 5月 19日

小樽市長 殿

小樽市花園2丁目12番1号

届出者

小樽プレス工業株式会社  
代表取締役社長 小樽 押雄

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	小樽プレス工業株式会社本社工場		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	小樽市花園2丁目12番1号		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-イ 液圧プレス	油圧プレス佐藤製KT-5	500 t	1	9:00	17:00
1-ロ 機械プレス	クランクパワープレスKT-5	50 t	1	9:00	17:00
2 空気圧縮機	OTA-123	25 kw	1	9:00	17:00

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 騒音防止の方法

建物の構造	材 質	壁	屋根	窓	扉	床	柱	はり
	厚 さ	170	6	—	2	20	—	—
塀の構造	材 質	長 さ		高 さ		厚 さ		
	木 造	7 2 m		2 m		1. 5 c m		
作業工程	素材→切断→王レス（打抜）（プレス（絞り））→溶接→組立→研磨→検査→自動車部品							
騒音防止の方法	建物はブロックで建てられており、建物のまわりに塀を設置し作業中は窓や扉を開けることなく建物内で作業実施。							
周辺の状況	商店・民家							
その他								
添 付 書 類	1 工場等及びその付近の見取図（距離を示すこと。） 2 騒音発生施設及び騒音防止施設の設置場所を示す図面 3 建物の姿図（窓、扉等を示すこと。）							

備考 騒音防止の方法の欄には、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等を講じている措置を記載すること。